

印西市景観審議会運営要綱を次のように定める。

平成30年11月30日

印西市長 板倉 正 直



印西市告示第188号

印西市景観審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市景観審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、印西市景観条例（平成30年印西市条例第26号）及び印西市景観条例施行規則（平成30年印西市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、開催場所及び付議すべき事項を委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(会議の書面開催)

第3条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めたときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見聴取等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議録)

第7条 会長は、会議の経過及び結果について、会議録を調製するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 付議事項
- (4) 会議の要旨
- (5) その他必要と認める事項

3 会議録には、会長が指名した委員2名がそれぞれ署名するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。